

## 第1節 オペレーション体制

### 方針

---

町は、大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備を図る。

## 第2節 住民等からの問い合わせ

### 方 針

---

町及び府は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、泉州南消防組合、泉佐野警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## 第3節 災害救助法の適用

### 方針

町は、自ら実施する災害応急措置のうち、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、その旨を府知事に報告するとともに法の適用を申請する。

### 計画

#### 第1 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、町における適用の基準は、次の何れかに該当する災害に適用される。

1. 町で40世帯以上の住家が滅失したとき
2. 大阪府下で、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、町で20世帯以上の住家が滅失したとき
3. 大阪府下で12,000世帯以上の住家が滅失した場合または災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、町で多数の世帯の住家が滅失したとき
4. 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき

※住家滅失世帯数の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、次の基準による。

- (1) 全壊、全焼または流出世帯は1世帯とする。
- (2) 半壊、半焼、著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

#### 第2 適用手続き

##### 1. 災害救助法の適用要請手続き

町長は、町域における地震災害が「第1の適用基準」に該当するとき、または該当する見込みがあるときは、直ちに次の事項を府知事に報告し、適用の要請をしなければならない。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 法の適用を要請する理由
- (4) 法の適用を必要とする期間
- (5) 既に行った救助措置及び今後取ろうとする救助措置

## 2. 適用要請に支障のある時の措置

町長は、災害の事態が急迫して、府知事による救助の実施を待つことができないとき、または通信の遮断等によりやむを得ないときは、災害救助法による救助に着手し、その後速やかに府知事に状況を報告するとともに、その後の措置について府知事の指揮を受けなければならない。

## 第3 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。ただし、1のうち応急仮設住宅の供与、6及び7については府が実施し、その他については、町が府の委任を受け実施する。

1. 受入れ施設（応急仮設住宅を含む）の供与
2. 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
3. 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
4. 医療及び助産
5. 災害にかかった者の救出
6. 災害にかかった住宅の応急修理
7. 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
8. 学用品の給与
9. 埋葬
10. 死体の捜索及び処理
11. 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

## 第4節 緊急物資の供給

### 方針

町、府及び関係機関は、家屋の損壊、滅失等により水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、関係機関と相互に協力しながら、迅速に必要な物資を供給するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

### 計画

#### 第1 給水活動

町は、府及び大阪府広域水道企業団と相互に協力して、速やかな給水に努める。

##### 1. 給水の方法

給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) 浄水池、配水池等の給水拠点での給水の実施
- (2) 給水車・トラック等による給水の実施
- (3) 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水の実施
- (4) 給水用資機材の調達
- (5) 住民への給水活動に関する情報の提供
- (6) 飲料水の水質検査及び消毒
- (7) ボトル水・缶詰水の配布

##### 2. 水道施設の被害、汚染防止及び応急復旧

- (1) 災害による水道施設の損壊、汚染防止に対処するため、必要な技術要員の待機、資材の確保を図るとともに、保全対策を次のとおり実施するものとする。
  - ア 緊急修理資機材及び消毒剤を集結し、出動体制を整備する。
  - イ 施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。
- (2) 水道施設が被災し、または水道水源が汚染するなどの被害を受けたときは、直ちに次の措置をとるものとする。
  - ア 施設の損壊、漏水の障害を応急復旧する。
  - イ 水道が汚染し、飲料水として使用することが不相当なときは、直ちにその使用禁止停止及び制限等の措置をとる。
- (3) 水道施設の損壊等により、浄水の供給が広範囲に不可能となったときは、直ちに事故報告を府知事に提出するものとする。

### 3. 給水の対象等

飲料水供給の対象、供給期間、供給に要する費用の限度等は、災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。

### 4. 応援要請

被害が甚大で、町単独で実施困難な場合は、速やかに大阪府水道震災対策相互応援協定に基づく応援要請を行う。

## 第2 食料・生活必需品の供給

町、府及び関係機関は、被災者に対して、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。

### 1. 町、府及び防災関係機関の役割

町は、発災時において、必要な物資を確保供給するため、次の措置を講ずる。さらに、不足する場合は、府等に対し応援を要請する。なお、他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社大阪府支部に応援を要請した場合は、府に報告する。

#### (1) 町の役割

- ア 避難所ごとの必要量の算定
- イ 災害用備蓄物資の供給
- ウ 物資の調達

#### (2) 府への応援要請

町は、府に対し次の措置を講じるよう、応援を要請する。

- ア 必要量、ニーズの情報収集
- イ 災害用備蓄物資の供給
- ウ 市町村間の応援措置について指示
- エ 近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社大阪府支部に対し、それぞれ、食料、食塩、毛布、日用品等の供給
- オ 物資が不足する場合は、広域応援協定に基づく要請
- カ 町の集積地までの応援物資等の輸送

#### (3) 関係機関

町及び府からの要請があった場合は、次の措置を講じる。

- ア 農林水産省  
応急用食料品の供給要請及び米穀の供給
- イ 近畿農政局（大阪地域センター）  
応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡・調整
- ウ 日本赤十字社大阪府支部  
毛布、日用品の備蓄物資の供給
- エ 近畿経済産業局  
生活必需品等の調達に関する情報の収集及び伝達
- オ 関西広域連合

救援物資の調達に関して、国、全国知事会などとの連絡・調整及び必要な物資の確保

## 2. 食料の供給

町は、被災者に対して、食料の供給及び調達を円滑にするため、災害用食料の緊急調達方法を確立し、被災者の食生活を確保するものとする。

### (1) 食料の調達

町で備蓄する食料の他、あらかじめ町内業者と協議を行い、必要な食料の調達を図るものとするが、町単独では必要数量を調達できないときは、府に要請して府備蓄食料の提供を受けるものとする。

### (2) 要配慮者への配慮

要配慮者には必要に応じておかゆ等食べやすい食料の供給を行う。また、乳幼児には、粉ミルクの供給を行う。

### (3) 供給方法

ア 炊き出しは、避難所に受入れされた罹災者に対し、各避難所等において実施する。町長は、各避難所等において炊き出しに使用できる設備等の現況を把握しておくとともに、器材の調達についても器材調達先等を定めておくものとする。

イ 炊き出し以外の食料の供給については、配給品目、数量等を明らかにし、罹災者間に不公平が生ずることのないよう適切に実施しなければならない。

ウ 食料の供給に当たっては衛生的に取り扱うことに特に注意して行う。

### (4) 炊き出し、配給の基準等

炊き出し、配給の対象者、支給制度、期間等は災害救助法に定める基準によるものとする。

## 3. 生活必需品の供給

町は、災害時において、被災者に対して、寝具、被服その他生活必需品を円滑に供給するため、平常時から卸売業者、大規模小売店等における生活必需品の提供可能量の把握確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう措置するとともに、自らも備蓄に努めるものとする。

### (1) 調達方法

町で備蓄している生活必需品の他、あらかじめ町内の関係業者の協力を得て協議のうえ調達するものとし、必要量が確保できない場合は、府に対して物資の調達あっせんを依頼する。

### (2) 供給

被災者に対する生活必需品等の供給については、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握したうえで、民間協力団体及び町内業者の協力をもとに実施し、罹災者に不公平が生ずることのないよう適切に実施するものとする。

#### ア 生活必需品等の範囲

- ① 寝具（毛布、布団等）
- ② 被服（肌着等）
- ③ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- ④ 食器（茶わん、皿、はし等）
- ⑤ 保育用品（ほ乳瓶等）
- ⑥ 光熱材料（マッチ、ローソク、液化石油ガス等）

⑦ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ）

⑧ 衛生用品（紙おむつ、生理用品等）

（3）配給数量等の基準

物資配給の対象者、配給品目、配給のため支出できる経費の限度、期間等は、災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。

## 第5節 住宅の応急確保

### 方針

町及び府は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。

### 計画

#### 第1 被災住宅の応急修理

町は、府から委任を受けた場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊または半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

#### 第2 住宅障害物の除去

1. 町は、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。
2. 町は、必要に応じ、府に対して要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等を要請する。

#### 第3 応急仮設住宅の建設

町は、府から委任を受けた場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼または流失し、住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅を建設し、供与する。

1. 応急仮設住宅の建設にあたっては、府と調整して、発災後20日以内に着工する。
2. 応急仮設住宅の管理は、府と協力して実施する。
3. 集会施設等生活環境の整備を促進する。
4. 入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
5. 高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

#### 第4 応急仮設住宅の運営管理

町及び府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に

応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

## 第5 公共住宅への一時入居

町及び府は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・町営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

## 第6 住宅に関する相談窓口の設置等

1. 町は、応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
2. 町及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家の把握に努めるとともに貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

## 第6節 応急教育等

### 方針

町及び府の教育委員会並びに関係機関は、文教施設の被災または小中学校児童生徒及び保育園児の罹災により、通常の教育・保育ができない場合、次の応急教育・保育措置を講じる。

### 計画

#### 第1 教育施設の応急整備

町及び府の教育委員会は、被害を受けた公立学校の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努める。

#### 第2 応急教育体制の確立

##### 1. 応急教育の実施

###### (1) 学校長

教職員及び児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、町若しくは府教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

ア 校舎が避難所として利用されている場合の町との協議

イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

###### (2) 町

学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

###### (3) 町及び府の教育委員会

児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

##### 2. 学校給食の応急措置

学校長及び町教育委員会は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

#### 第3 就学援助等

##### 1. 就学援助等に関する措置

町教育委員会は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった町立学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給等について必要な措置を講ずる。

##### 2. 学用品の支給

町は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

### 3. 児童・生徒の健康管理

町及び府の教育委員会及び学校長は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、学校医及び保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

## 第4 応急保育

### 1. 保育児童の安全確保

町及び関係機関は、災害が発生し、または発生するおそれのある場合には、休園、中途帰宅等適切な措置をとるものとする。

### 2. 保育施設の応急整備

町及び関係機関は、被害を受けた保育園の保育実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替施設の確保に努める。

### 3. 保育児童の健康保持

町及び関係機関は、被災地区の保育児童に対し、保健所の指示・援助により、健康診断、検便等を行い健康保持に十分注意するとともに、伝染病予防についても適当な指導を行うものとする。

## 第7節 自発的支援の受入れ

### 方針

---

町は、町内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関と連携を密にし、適切に対処するよう努めるものとする。

### 計画

---

#### 第1 ボランティアの受入れ

町は、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、田尻町社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関と、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

##### 1. 受入れ窓口の開設

町社会福祉協議会は、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設する。

##### 2. 活動内容

- (1) 被災者に対する炊き出し
- (2) 救援物資の仕分け・配付
- (3) 高齢者・障害者など要配慮者の介助
- (4) 避難所内における給食・清掃などの運営補助
- (5) 要配慮者などのニーズ把握や安否確認
- (6) その他（被災者に対する支援活動等）

##### 3. 活動拠点の提供

町は、ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

#### 第2 義援金品の受付・配分

町又は府などに寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

##### 1. 義援金

###### (1) 受付

ア 町に寄託される義援金は、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。

###### (2) 配分

ア 義援金の配分方法等については、関係する機関が協議して決定する。

イ 町は、府または日本赤十字社等から配分を委託された義援金を配分する。

##### 2. 義援物資

町は、あらかじめ定めた計画に従い、義援物資の受付、保管、配分、輸送を行う。

### 第3 海外からの支援の受入れ

町、府をはじめ関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

#### 1. 国との連絡調整

海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、国、府と十分な連絡調整を図りながら対応する。

#### 2. 支援の受入れ

(1) 町は、府と連携し、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

- ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- イ 被災地のニーズと受入れ体制

(2) 町は、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて府と連携し、次のことを行う。

- ア 案内者、通訳等の確保
- イ 活動拠点、宿泊場所等の確保